

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和8年2月17日(火)
- 2 開会日時及び場所
令和8年2月17日(火) 午後2時15分
防府市役所 本館2階 共用会議室2A・2B・2C
- 3 閉会日時 令和8年2月17日(火) 午後3時00分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

- (1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)小山 巽 (4番)関谷 芳広
(5番)原田 政祥 (6番)倉重 俊則 (7番)木原 伸二 (8番)田村 正信
(9番)松田 祥治 (10番)貞平 克己 (11番)池田 寛 (12番)松永 初恵
(13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久 (15番)弘中ヨネ子 (16番)原田 道昭
(17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 栗原 努 |
| 〃 事務局長補佐 | 砂田 智子 |
| 〃 書記 | 徳永 有華 |
| 〃 書記 | 筑後 礼人 |

6 提出議案及び報告事案

- 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第8号 農用地利用集積等促進計画案について(所有者・機構間契約)
議案第9号 農用地利用集積等促進計画案について(機構・受け手間契約)
議案第10号 農用地利用集積等促進計画案について(一括契約)
報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第12号 農地法第18条(通知)
報告第13号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第14号 農地法施行規則該当転用届について
報告第15号 現況証明書の発行について

報告第 16 号 時効取得について

報告第 17 号 許可取下申請について

報告第 18 号 畑地造成届出について

報告第 19 号 地域計画の変更について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

13 番 熊安 悦子委員

14 番 末廣 儀久委員

午後 2 時 15 分開会

○事務局 それでは、ただいまから令和 8 年 2 月の月例総会を開催いたします。

本日、欠席の委員はおられません。過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会規則第 6 条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶いただいた後、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 (あいさつ)

それでは、議事進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、13 番の熊安委員、14 番の末廣委員にお願いします。よろしく願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第 6 号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書の 1 ページ、資料の 1 ページからです。議案第 6 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。今回の申請は 5 件になります。目的については、所有権の移転が 4 件、使用貸借権の設定が 1 件です。譲受理由は、相手方の要望によるが 2 件、新規就農が 1 件、以前から管理していた農地の取得が 1 件、規模拡大が 1 件です。譲渡理由は、耕作困難が 3 件、高齢のためが 2 件です。別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10 番、貞平です。議案第 6 号の 1 は、所有権移転に関するものです。現地確認は、2 月 4 日に事務局委員 2 人と私と木原小委員長で現地に参りました。現地は、
—— 3 ページを見てもらうと分かるんですが、—— になります。その 2 つの場所です。

そして、譲渡者の——のほうへ電話確認したところ、——
——が管理されておって、——
——そうです。そして、現在、2 つの田んぼについては——という話でした。

そして、今、譲受人の——がやっているところもあるのですが、所有権移転して、その2つの場所を——に所有権移転されると、自分でもう耕作できないということでございました。

それで、農地法第3条第2項の関係ですが、十分耕作すると思われまますので、私としてはやむを得ないとは思っております。皆さんの御審議をよろしく願います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見がある方、願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第6号の2は、所有権移転の案件です。現地確認を2月6日、事務局の方2名と池田委員で行っております。譲受人、譲渡人への聞き取りは2月7日に行いましたので、報告いたします。現地は資料の8ページにありますように、ここは、——
——に位置します。

譲渡人へのお話では、——までは御自身で保安全管理をされていたそうですが、その後は、——
——に依頼されていたそうです。今回も——ということもあり、今回、譲ることにされたそうです。

譲受人に話を伺うと、9ページ、申請地の、——、——があるんですけど、その——を購入して、申請地には木のものと花をいける樹木を植えて剪定しながら、最終的には出荷をしたいという考えをお持ちでした。樹木については数あります。営農計画書を参照してください。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件についてですが、草刈り機等ありますが、必要な農機具については購入して樹木を栽培されるとのこと、問題ないかと思われまます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定には該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、——ということもあり、問題ないと思われまます。

第5号の転貸禁止要件ですが、これは自ら栽培されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、草刈り等は十分にするとのことですから、支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると判断します。皆様の御審議、よろしく願います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方は願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認されました。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。議案第6号の3は、所有権移転の申請です。現地確認を2月5日午後1時30分から、事務局2人と、藤井会長、私の4人で行いました。譲受人の———でしたので、単独で自宅訪問し、お話を伺い、倉庫も見せていただきましたので、御報告いたします。

現地は、12ページを御覧ください。———にあり、———
———です。お話を伺ったところ、譲渡人は、譲受人———
———田に手をかけず、今まで譲受人が手入れをされていたそうです。譲渡人に何回も連絡を取りましたが連絡がつかず、譲受人に託しておられる様子です。———
———のですが、———されているとのことでした。

資料の13ページを御覧ください。この———の譲渡人の土地は、譲受人の———
———は隣接しております。耕作しやすいということから、譲り受けることにしたということですが、

農地法第3条第2項各号の、農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。まず第1号の全部効率利用要件について、必要な機械の所有状況など、大きな倉庫を見せていただきました。譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況などから見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第4号の農作業常時従事要件についても問題ありません。第5号についても問題はありません。第6号の地域との調和要件も問題ありません。譲受人には———がおられ、稲作をした
い様子で、御家族とも協力し合っていられるそうです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認されました。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。議案第6号の4は、農地の所有権移転の案件であります。現地確認と双方へ

の聞き取りを2月14日午後から行いました。まず農地の場所ではありますが、これは、一つは田んぼで、—————に広がっています。それからもう一つは、場所、—————になるんですけど、—————くらいの農地があります。それで、譲渡人の話では、譲受人に全面的に任せているということで、この方は—————ということで大変だと。譲受人に全部任せていたということで、その延長線上、所有権移転ということで考えておられるようです。

それから譲受人の方ですが、倉庫も見たり、ほかの農地も見たりしまして、この方ももともと—————ですので、技術に関してはもう言うこともないし、—————でありますので、全然問題ないと思います。

ちょっと問題は、譲受人はちょっとお年を召されてきたのですが、息子さん夫婦が手伝うということなので大丈夫だろうと思います。報告は以上です。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認されました。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、小山です。議案第6号の5は、使用貸借契約をしようとする案件です。現地調査は2月5日に事務局2名、石川小委員長、私と4人で行いました。当日、借受人の人も来られておりましたので話を聞きました。資料21ページ、御覧ください。議案第6号の5のところに—————というのがありますけれども、すぐその近くになります。ずっと道路がすぐそばに通っておりますが、これは—————ところでございます。今は緑道として歩道あるいは車道として使われております。

当地は—————前までイチゴを作っておられて、ハウスが一棟あるわけですが、—————ということでおやめになっております。所有者は現在—————というふうに言われています。その後、ハウスを残したまま放置されていまして、いずれこれは緑判定しなければならないのかなというような感じでおった農地でございます。

当該地は—————になっておりますので、—————わけですが、—————の農地を持っておられます。一年前までは米作、稲作をされておられたわけですが、—————ということで—————になっておられて、—————ということで、何か去年は—————に頼んで米を作っておられたということですが、今年からやめるというようなことを—————はおっしゃっております。

今後は保全管理ということになるわけですが、一応——に頼んで草刈り等をしてもらうということをおっしゃっています。

今回お話があったのは、——を通して話が進んだということですが、借受人の人は、ここハウスが一棟あるわけですが、——をサボテンを栽培するというので、今まで——のほうでやっておられたわけですが、手狭になってとてもこれじゃうまくいかんということで探しておられたときに、このハウスを見つけられたということのようです。

今までサボテンは、何か催物があったときに出していくというような販売方法だったようですが、今度は広いですから、そのうちの——といってもかなりの、今までの3倍か4倍ぐらいの広さになるかと思いますが、そういったところにサボテン、あるいはそれ以外の多肉植物と言われていましたが、そういったものを作っていったら、何か販売を拡大していきたいということをおっしゃっていました。

まだ——の方でしたので、今から十分やっていけるのかなというふうには思っておりますが、特に一棟ありますので、これだけのものを使っていくのは相当、年数が要るのかなというふうには思います。ただ、やる気は十分のようでして、先般ちょっと行ってみますと、何かお手伝いをされる方と一緒に、——で草刈り、もう今、草ぼうぼうというか枯草ですが、後始末が大変だったようで、それをやっておられたりしていますので、やっつけていけることについては、問題はないというふうには思っております。

そういったようなことで、使用期間は一応——年ということで話をされておりました。ちょっと——だし、私としては何か——と思うんですね。そうすると、——持っておられますから、——ですが、まあ——はかたくなに使用貸借でお金は要らんと、とにかく作ってもらえればそれでいいんじゃないかなということを言われてますので、それ以上の話はできておりませんが、まあできれば、将来的にうまくいけば、売買で話を持っていければいいかなというふうには思っておるところでございます。

農地法3条第2項の関係については、特に許可要件は全て満たしているというふうに思いますので、ひとつ御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認されました。

続きまして、議案第7号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は2ページ、資料は25ページからになります。議案第7号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は3件です。転用事由の内訳は、太陽光発電設備が1件、資材置場が1件、資機材搬入のための仮設道路が1件です。

申請番号1は、太陽光発電設備です。資料は25ページからになります。農地の種別は、集団農地面積45.3haの農地で、—————に位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

申請番号2は資材置場です。資料は33ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地です。

申請番号3は、資機材搬入のための仮設道路です。資料は39ページからになります。農地の種別は、集団農地面積13.9haの農地で、法第5条第2項第1号イに該当する農地で、農用地区域です。許可該当法令は、施行令第11条第1項第1号に該当し、一時的な転用で、令和8年4月15日までに原状回復の予定です。以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○藤井会長 それでは1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第7号の1、許可申請は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて、太陽光発電のために転用したいという申請です。現地確認を2月4日に事務局2名と原田委員とで行い、2月9日に譲渡人と譲受人とに聞き取りを行いましたので報告します。資料の25ページから27ページを御覧ください。農地の種別は、第2種農地で—————のところに位置しています。譲渡人は—————、農地の維持管理が難しくなっていたときに、譲受人より話があり、今回話がまとまったとのことでした。

事業計画書、被害防除計画書並びに隣接土地所有者の承諾状況も特に問題点はなく、周辺農地等に関わる営農条件に障害を生じる恐れもないと思いますので、転用やむを得ないと考えます。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案の第7号の2は、農地を資材置場に転用し、所有権を移転するという案件です。現地確認を12月の6日、事務局の方2名と池田委員で行いました。ヒアリングは2月

7日に行いましたので、その結果を報告します。

現地の資料の34ページから35ページにありますように、ここは、————との境界になります。————に位置します。この農地は、地元の人によると、————されたとのことです。この農地に限らず、その隣、————についても同様なんですけど、————されている状況です。

譲受人さんは、————を営んでおられ、現在、————が狭くなったとのことで、新たな資材置場、駐車場が必要になったとのことで譲り受けることにされました。譲渡人さんは、————かも分からないとのことで、————に売却されて、私の手は離れていくというような状況で言うておられました。私も——だし、譲ることにしたとのことです。

行政書士の方には、始末書の提出をお願いしておきました。今日、事務局の方からも提出されたことを聞いております。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認されました。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第7号の3、資機材搬入のため仮設道路を一時転用したいという申請です。現地確認を2月4日、事務局2名と原田委員とで行い、2月8日に借受人と貸付人に聞き取り行いましたので報告します。

資料の39ページ、————のところに位置しています。————が通っており、申請地のところまで行けます。

41ページを御覧ください。————に、————に伴い、前面の——は進入部分が狭く、大型車両の進入に障害があり、農道を使用して仮設道路を作りたいという借受人より話があり、貸付人は了解したとのことです。

実は、既にできていて、——も始まっています。始末書は提出済みです。令和8年4月15日までに原状復帰するとのことです。事業計画書、被害防除計画書の内容につきましては特に問題点はなく、転用やむを得ないと考えます。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

○2番 2番、石川です。既にできているということなんですけど、最近やったもん勝ちということが多すぎるような気がします。特にこれ、————業者なんで、知らないわけないんで、故意じゃないかというような気がするんですけど、その辺をよく確認されましたか、事務局。確信犯ですよ、

これ。

○事務局 実はこれ、地元の委員さんから違反転用じゃないかという御報告があって、現地を見に行った結果、違反転用なのですぐにも申請してくださいという案件になっております。ほかの地域についても、こういった御報告を今、多くいただいております、事務局としましても、市内業者さんに周知を徹底しなければならないと考えているところです。

庁内に関しては、各課に申請がこういった工事するときには必要なので指導してくださいというような案内のほうは出しているんですが、庁外のほうは、どの範囲にこういった形で出すか今検討中ですので、もし地元のほうでこういった案件を見かけましたら、事務局の方に御報告いただければ、その都度指導していこうと思います。

また市内業者さんのほうに指導する際については、委員さんの皆様にも御報告させていただこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○2番 組合がありますよね。ああいうところにまとめて指導をお願いしますということで、文書を出されたらどうなんですか。

○事務局 ありがとうございます。そういったちょっと視点がなかったので、検討させていただこうと思います。

○2番 ばれなければいいという感じでやられているので、今回ただバレただけですよ。

○事務局 そうですね、はい。

○2番 お願いします。

○事務局 指導していこうと思っております。ありがとうございます。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認されました。

続きまして、議案第8号、9号、10号、一括上程させていただきます。対象の委員さん、今回は退席を御容赦いただければというふうに思います。それでは、御説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は3ページからです。議案第8号は、農用地利用集積等促進計画案（所有者・機構間契約）について、議案第9号は、農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）についてです。

議案第8号、9号につきましては、県で公告予定の利用権設定が12件になります。農地の集積面積は4万3,413m²で、利用権の内訳は、使用対象権の設定が12件です。県で公告予定の利用権設定については、議案第8号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第9号によっ

て貸付けを行うものです。

続きまして、議案書は11ページからです。議案第10号は、農用地利用集積等促進計画案（一括契約）についてで、令和8年3月26日公告予定の利用権設定が11件提出されています。この件の農地の集積面積は2万4,013.09m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が8件、賃貸借権の設定が3件です。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農地中間管理事業法第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 説明は終わりました。皆さん、目を通していただいて、何か御意見、御質問があればお受けしたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。一括で採決させていただきます。議案第8号、9号、10号、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第8号、9号、10号、承認されました。議案審議は以上でございます。

○事務局 報告第19号は、令和7年3月27日に公告されました地域計画の変更についてです。御確認いただければと思います。

○藤井会長 何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特にないようですので、以上で閉じたいと思います。

午後3時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 2月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員